

健発第 0301001 号  
平成 20 年 3 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院の整備について  
以下省略

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針

- I (1) も診療連携拠点病院の指定について  
(略)
- II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について
- 1 診療体制
- (1) 診療機能
- [1] 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供  
(省略)
- [2] 化学療法提供体制  
(省略)
- [3] 緩和ケアの提供体制

ア (2)の[1]のうちに規定する医師及び(2)の[2]のうちに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

イ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカンファレンスを週1回程度開催すること。

エ 院内の見やすい場所にアに規定する緩和ケアチームによる診察が受けられる旨の掲示をするなど、がん患者に対し必要な情報提供を行うこと。

オ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。

カ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。

- [4] 病病連携・病診連携の協力体制

(省略)

- [5] セカンドオピニオンの提示体制

(省略)

- (2) 診療従事者

(省略)

- (3) 医療施設

(省略)

## 2 研修の実施体制

- (1) 原則として、別途定める「プログラム」に準拠した当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に実施すること。
- (2) (1)のほか、原則として、当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。
- (3) 診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的に開催すること。

### IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

- 4 都道府県がん診療連携協議会を設置し、当該協議会は、次に掲げる事項を行うこと。

- (6) IIの2の(1)に基づき当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

### V 既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について (省略)